



## 三大疾病保障保険(無配当)

三大疾病(がん・心疾患・脳血管疾患)により所定の状態になった場合の保障を確保できる保険です。

### 特長

#### 1 三大疾病(がん・心疾患・脳血管疾患)により所定の状態になった場合、給付金をお支払いします。

被保険者が保険期間中に三大疾病(がん・心疾患・脳血管疾患)に罹患し所定の状態になった場合、がん一時給付金、心疾患一時給付金または脳血管疾患一時給付金として三大疾病一時給付金額をお支払いします。

※ お支払回数に通算制限はありません。ただし、各給付金につき1年に1回を限度とします。

#### 2 死亡した場合は、死亡給付金(三大疾病一時給付金額の50%)をお支払いします。

#### 3 一生涯を保障する終身タイプと、一定期間を保障する定期タイプがあり、ニーズに応じてお選びいただけます。

#### 4 給付金の支払事由に該当した場合は、以後の保険料のお払込みを免除します。

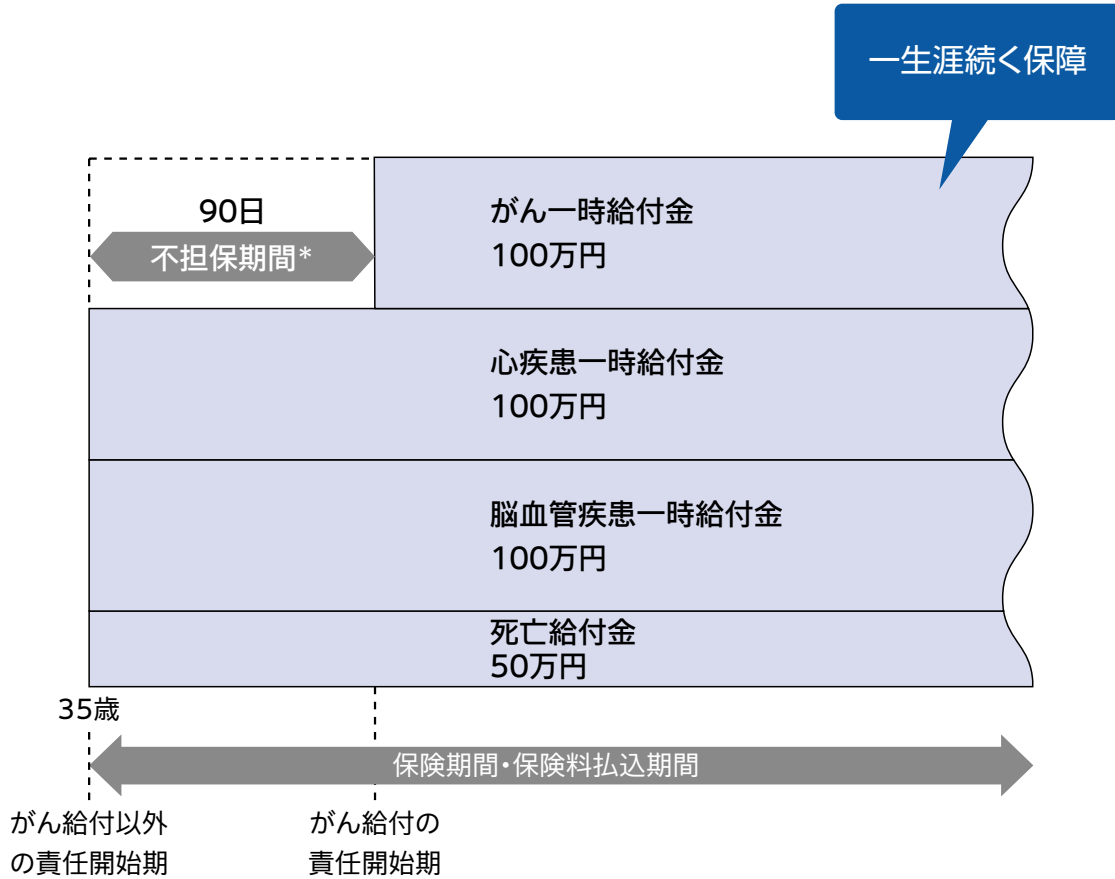
**P4**▶ ご検討にあたりましては、必ず「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。



Prudential

## ご契約例

契約年齢…………… 35歳  
保険期間…………… 終身  
保険料払込期間 …… 終身  
三大疾病一時給付金額…………… 100万円



\* がん給付については、がん給付以外の責任開始期からその日を含めて90日間の不担保期間があります。がん給付の責任開始期の前日以前にがんが診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて6ヶ月以内に保険契約者からその診断確定および診断確定の日を証する書類を会社に提出のうえ、お申出があったときは、ご契約の締結を無効とし、すでにお払込みいただいた保険料を保険契約者に払戻すことがあります（告知義務違反または重大事由による解除に該当する場合には、上記のお取扱いは行わず、保険料は払戻ししません）。

## 給付金のお支払いについて

がん一時給付金、心疾患一時給付金、脳血管疾患一時給付金または死亡給付金の支払事由について(詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。)

| 給付名称       | 支払事由   |
|------------|--|
| がん一時給付金    | がん給付の責任開始期前にかんと診断確定されたことのない被保険者が、がん給付の責任開始期以後、保険期間中につきのいずれかに該当したとき<br>①第1回の給付金<br>がん給付の責任開始期以後、保険期間中に初めてがんに罹患したと医師によって診断確定されたとき<br>②第2回以後の給付金<br>直前のがん一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、がん給付の責任開始期以後、保険期間中に診断確定されたがんの治療を直接の目的として、入院日数が1日以上の上の入院をしたとき   |
| 心疾患一時給付金   | 被保険者が、がん給付以外の責任開始期以後、保険期間中につきのいずれかに該当したとき<br>①第1回の給付金<br>つぎのいずれかに該当したとき<br>ア.がん給付以外の責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、入院日数が1日以上の上の入院をしたとき<br>イ.がん給付以外の責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を直接の目的として、10日以上継続して入院したとき<br>ウ.がん給付以外の責任開始期以後に発病した心疾患の治療を直接の目的として、公的医療保険制度の給付対象となる医科診療報酬点数表により手術料が算定された手術を受けたとき<br>②第2回以後の給付金<br>直前の心疾患一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、①に定める入院をし、または手術を受けたとき |
| 脳血管疾患一時給付金 | 被保険者が、がん給付以外の責任開始期以後、保険期間中につきのいずれかに該当したとき<br>①第1回の給付金<br>つぎのいずれかに該当したとき<br>ア.がん給付以外の責任開始期以後に発病した脳卒中の治療を直接の目的として、入院日数が1日以上の上の入院をしたとき<br>イ.がん給付以外の責任開始期以後に発病した脳卒中以外の脳血管疾患の治療を直接の目的として、10日以上継続して入院したとき<br>ウ.がん給付以外の責任開始期以後に発病した脳血管疾患の治療を直接の目的として、公的医療保険制度の給付対象となる医科診療報酬点数表により手術料が算定された手術を受けたとき<br>②第2回以後の給付金<br>直前の脳血管疾患一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、①に定める入院をし、または手術を受けたとき |
| 死亡給付金      | 被保険者が、がん給付以外の責任開始期以後、保険期間中に死亡したとき  |



## ご契約に関する 注意事項

- お客さまの年齢・職業・過去のご契約歴などによっては、記載のご契約内容ではお申込みできない場合や制限させていただく場合があります。詳細はライフプランナーまでお問い合わせください。
- がん給付の責任開始期の前日以前にがんと診断確定された場合は、がん給付の責任開始期以後も、がん(がん給付の責任開始期の前日以前に診断確定されたがんと異なる場合も含みます。)によるがん一時給付金はお支払いしません。この場合、心疾患、脳血管疾患または死亡を対象とした保障として継続できますが、保険料の変更(減少)はありません。
- 死亡給付金が支払われた場合、この保険契約は消滅します。
- この保険の解約返戻金は、死亡給付金額を上限とします。また、経過期間等によっては解約返戻金が全くないか、あってもごくわずかです。

ご契約の際には、「**契約概要**」、「**注意喚起情報**」および「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

- 「**契約概要**」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「**注意喚起情報**」は、ご契約に際して、特にご注意ください事項(クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等)を記載したものです。
- 「**ご契約のしおり・約款**」は、ご契約についての大切な事項および保険契約者に必要な保険の知識を記載したものです。  
「**ご契約のしおり・約款**」は当社ホームページ(<https://www.prudential.co.jp/insurance/lineup/yakkan/>)上でいつでもご覧いただけます。



保険種類をお選びいただく際には、「**保険種類のご案内**」をご覧ください。

この保険は、「**保険種類のご案内**」に記載されている**疾病・医療保険(三大疾病保障保険)**です。「**保険種類のご案内**」は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

### ■生命保険募集人について

当社のライフプランナー(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

### ■告知について

被保険者が告知される際には、必ず「**告知書**」記入上のご注意」をご一読いただき、告知書へご記入ください。

### ■取引時確認について

ご契約のお申込みに際しては、お客さまの本人特定事項、取引を行う目的、職業又は事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者等を確認させていただきます。

### ■個人情報のお取扱いについて

お客さまよりお預かりしております個人情報については、当社の「**個人情報保護方針**」に従い、適切に取り扱っております。詳しくは、当社のホームページ(<https://www.prudential.co.jp/>)をご覧ください。

### ■諸利率について

経済情勢等により変動する可能性のある諸利率は、当社のホームページに公開しておりますのでご確認ください。

### ■記載のお取扱いについて

記載のお取扱いは2023年6月現在における当社でのお取扱いによるもので、将来変更となることがあります。

プルデンシャル生命がお届けするのは、すべてオーダーメイドの生命保険です。  
お客さまお一人おひとりの状況、ニーズに合わせた保障プランをライフプランナーが設計します。  
保険商品の詳細は、「ご契約のしおり・約款」等とあわせてライフプランナーよりご案内します。

## プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10  
インターネットホームページ <https://www.prudential.co.jp/>

保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関する照会・ご不満等につきましては、下記またはライフプランナーへお問合わせください。

パートナーフォーユー  
カスタマーサービスセンター **0120-810740** (通話料無料)  
※最新の営業時間は当社ホームページをご覧ください